

監 査 公 表

(平成23年度対象監査)

平成24年公表第5号

【監査種別】 工事監査

〔監査対象工事〕

東合川野伏間線道路改築（その1）工事
安武川改修工事

久留米市監査委員

公表第5号

地方自治法第199条第2項及び第4項に基づく財務監査及び事務監査の一環として
工事監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

平成24年5月23日

| | | | | |
|----------|---|---|---|---|
| 久留米市監査委員 | 島 | 原 | 修 | 一 |
| 久留米市監査委員 | 大 | 脇 | 久 | 和 |
| 久留米市監査委員 | 田 | 中 | 多 | 門 |
| 久留米市監査委員 | 青 | 柳 | 雅 | 博 |

平成23年度 工事監査報告 目次

| | | |
|----|-----------------------|---|
| 第1 | 監査の実施内容 | 1 |
| 1 | 実施目的 | 1 |
| 2 | 実施根拠と実施計画の策定 | 1 |
| 3 | 実施方法 | 2 |
| 4 | 監査実施期間 | 2 |
| 第2 | 監査の対象 | 3 |
| 1 | 監査対象工事の選定 | 3 |
| 2 | 監査対象工事の概要 | 3 |
| 第3 | 監査の着眼点 | 6 |
| 1 | 「久留米市工事監査実施要領」に基づく着眼点 | 6 |
| 2 | 関係法令等に基づく着眼点 | 7 |
| 第4 | 監査の結果 | 8 |
| 1 | 東合川野伏間線道路改築（その1）工事 | 8 |
| 2 | 安武川改修工事 | 8 |

添付資料

平成23年度 工事監査技術調査報告書

〔報告者〕公益社団法人 日本技術士会会員 技術士（総合技術監理部門、建設部門）佐藤 光雄

平成24年1月11日 技術調査実施分 東合川野伏間線道路改築（その1）工事

平成24年1月12日 技術調査実施分 安武川改修工事

平成23年度 工事監査報告

第1 監査の実施内容

1 実施目的

公共工事は、技術の向上及び市民生活の変化などに伴って、その内容も複雑・高度化する傾向にあり、多様化する住民のニーズに対応することが求められている。こうした点から、市の機関によって執行された工事の監査においては、計画から設計、積算、施工に至るまでの各段階で、その内容や方法（工法、工程、体制及び手続等）について、当該工事が適法かつ合理的・能率的に行われたか、また、それは経済的に妥当なものであったか、などの観点から十分に審査し、工事の適正性を検証することを目的とする。

2 実施根拠と実施計画の策定

(1) 実施根拠

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による財務監査及び事務監査の一環として、「久留米市工事監査実施要領（平成16年4月1日制定。以下「要領」という。）」に基づき実施した。

(2) 実施計画の策定

「要領 2（2）工事監査実施計画の策定」に従い、次の項目を内容とする「工事監査実施計画」を策定した。

- ア 実施目的
- イ 実施根拠
- ウ 実施方法
- エ 監査日程（実地監査）
- オ 監査対象
- カ 提出を求める書類・資料等
- キ 出席を求める関係職員等
- ク 監査の講評、報告及び公表

3 実施方法

工事関係書類の審査、工事担当職員及び工事関係者からの聴き取り調査及び現地調査の方法により、監査委員が審査したほか、工事技術面の審査については、「要領 2 (4) ウ 委託による審査」(注1)に従い、技術士に委託した。

(1) 監査実施者

| | |
|----------|---------|
| 久留米市監査委員 | 島 原 修 一 |
| 同 | 大 脇 久 和 |
| 同 | 田 中 多 門 |
| 同 | 青 柳 雅 博 |

(2) 技術的審査委託先

公益社団法人 日本技術士会 技術士（総合技術監理部門・建設部門）佐藤 光雄

(注1) 「要領 2 (4) ウ 委託による審査」

監査（審査を含む）は、監査委員が行うが、工事は設計、積算、施工にわたり専門技術的分野が多く、工事内容の把握や工事欠陥の原因究明の徹底を図るため、必要に応じて、次に掲げる専門家による審査の委託を行う。

技術士法に定める技術士の資格もしくは技術士と同等程度の国家資格を有する者

審査対象分野において、永年の経験と識見を有していると認められる者

高等教育機関及び研究所において審査対象分野の研究等に当たっている者

4 監査実施期間

平成 2 4 年 1 月 1 1 日（水）から同年 3 月 3 0 日（金）まで

（上記の期間中、平成 2 4 年 1 月 1 1 日（水）及び 1 2 日（木）に書類審査、ヒアリング及び現地調査を実施）

第2 監査の対象

1 監査対象工事の選定

監査の対象工事として「要領 2 (1) 監査対象工事の選定」(注2)、及び「平成 2 3 年度工事監査実施計画」の監査対象の選定基準(注3)に従い、平成 2 3 年度施工工事の中から、次の工事を選定した。

(1) 土木工事 東合川野伏間線道路改築(その1)工事

[対象部局] 都市建設部及び総務部

(2) 土木工事 安武川改修工事

[対象部局] 都市建設部及び総務部

(注2) 「要領 2 (1) 監査対象工事の選定」(要旨)

ア 施工前工事は、監査対象から除外する。

イ 次に掲げる事項を勘案し、「工事監査実施計画」において、具体的な選定基準を設けて監査対象工事を選定する。

- ・ 工事の種別(土木、建築、設備、その他)
- ・ 工事の規模の大小(金額、面積等)
- ・ 工事の進捗度
- ・ 工事の難易度
- ・ 工事の類似性

ウ 工事監査は、部局別や工事別を単位とし、個々の工事について一連の事務処理を対象として行う。

(注3) 「平成 2 3 年度 工事監査実施計画」の監査対象の選定基準

- ・ 土木工事で、契約金額が1件1,000万円以上のもの
- ・ 進捗率が、おおむね50%~80%の範囲にある工事

2 監査対象工事の概要

監査対象工事の概要については、以下のとおりである。なお、記載内容は書類審査等を実施した時点(東合川野伏間線道路改築(その1)工事:平成24年1月11日、安武川改修工事:平成24年1月12日)のものである。

(1) 東合川野伏間線道路改築(その1)工事

ア 工事目的 久留米市中心部は主要幹線道路である一般国道3号が南北に縦貫しており、その他の主要幹線道路等も都心部へ集中する形で位置していることから、慢性的な交通混雑が発生している。東合川野伏間線は、都市の骨格を形成する外環状道路で、一般国道3号のバイパス機能も有しており、都心部に集中する自動車交通を分散し、主要な幹線道路における日常的な交通渋滞を緩和するとともに、その環境改善を図ることを目的としており、平成26年春の全線供用開始を目指している。

イ 工事場所 久留米市御井町地内

ウ 工事内容 土木一式工事

| 工 種 | 数 量 |
|-------|--------------------------|
| 工事延長 | L = 291.5m |
| 土 工 | 一 式 |
| 舗装工 | A = 5,536 m ² |
| 排水工 | L = 687 m |
| 縁石工 | L = 1,246 m |
| 擁壁工 | L = 52 m |
| 照明設備工 | 一 式 |

エ 設計金額 79,594,200円(消費税等を含む。)

オ 請負金額 67,620,000円(消費税等を含む。) 落札率 85.0%

カ 工 期 平成23年7月20日～平成24年3月10日

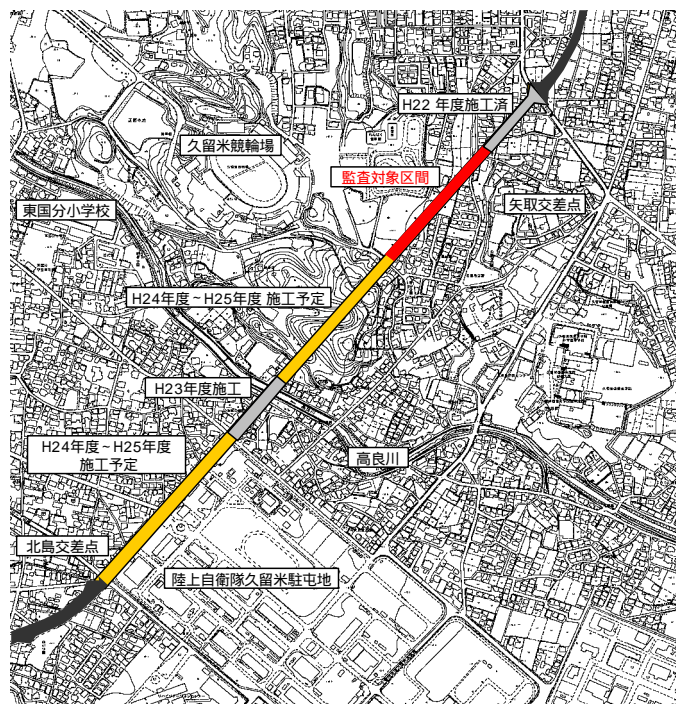
キ 請負業者 株式会社 時里組
[契約方法] 総合評価方式条件付き一般競争入札

ク 設 計 者 大和コンサル株式会社

ケ 監 理 者 直 営

コ 出 来 高 当初計画 約80%、実績 約42%

(参考：東合川野伏間線整備概要図)



(2) 安武川改修工事

ア 工事目的 安武川における河川断面の狭小及び流域の宅地化の進行のため、住民は河川氾濫による浸水被害に度々見舞われてきた。この被害を少なくするため、下流から随時、護岸整備を行っている。今回の工事区間は、右岸側の未整備区間の護岸整備であり、河道を拡幅し、コンクリートブロックを使用し、築堤による河川断面を確保することで、周辺住民の安全・安心な生活環境を確保することを目的としている。

イ 工事場所 久留米市安武町住吉地内

ウ 工事内容 土木一式工事

| 工 種 | 数 量 |
|-------------|------------------------|
| 工事延長 | L = 370 m |
| 護岸工 | L = 135.4m |
| 環境保全型ブロック | A = 347 m ² |
| コンクリートブロック積 | A = 152 m ² |
| 仮設工 | 一 式 |
| 排水工 | 一 式 |
| 擁壁工 | 一 式 |
| 路盤工 | A = 517 m ² |

エ 設計金額 34,175,400円(消費税等を含む。)

オ 請負金額 28,885,500円(消費税等を含む。) 落札率 84.5%

カ 工 期 平成23年10月25日~平成24年3月12日

キ 請負業者 北野通信工業株式会社
[契約方法] 条件付き一般競争入札

ク 設 計 者 大成ジオテック株式会社

ケ 監 理 者 直 営

コ 出 来 高 当初計画 約60%、実績 約40%

(参考写真：干拓二号橋から上流の古町橋を望む)



(護岸改修前)



(護岸改修後)

第3 監査の着眼点

1 「久留米市工事監査実施要領」に基づく着眼点

「工事が適法かつ合理的・能率的に行われたか、また、それは経済的に妥当なものであったか。」などの点について、「要領 3 監査の着眼点」に従い、次のような着眼点を基に実施した。

(1) 総括的な着眼点及び工事計画に係る着眼点

- ア 計画の妥当性等～ 上位計画との整合性はあるか。計画自体の法令違反等はないか。
- イ 各種手続、事前調査等の実施状況～ 都市計画及び事業決定の法的手続き等の有無や、その必要な場合の処理状況と書類等の整備状況は的確に行われているか。事前調査は十分に行われているか。
- ウ 工事関連機関、工事施工関係者と市民等との協議・調整・説明～ 工事関連機関等との協議は十分に行われているか。地元住民に対し、事前説明及び調整がなされているか。
- エ 工事施工の決裁手続及びその他工事計画の関係書類の整備状況は、適正に行われているか。

(2) 設計に係る着眼点

- ア 設計の合理性・妥当性とその根拠～ 事業目的・法令等・現場の状況に適合した設計となっているか。工期の設定や、環境・安全への配慮は適切か。
- イ 工法や経済性～ 経済的な設計が十分検討されているか。将来における維持管理の難易は考慮されているか。
- ウ 設計基準、事前調査・協議等～ 適切に行われているか。また、設計基準は最新か。事前調査は十分に行われているか。
- エ 設計図書の内容記載その他～ 仕様書・設計図書及び明細書は、的確に作成されているか。施工方法、現場発生材の処理方法、交通安全及び埋設物防護等の安全管理対策などが記載されているか。

(3) 積算に係る着眼点

- ア 積算基準、積算資料等及びチェック～ 積算基準は、明確で客観的な基準が制定されているか。積算資料等は、整備されているか。現場状況と積算の内容の照査は行われているか。積算及びそのチェックは組織的にかつ確実にされているか。
- イ 歩掛・単価は適正か。また数量・金額は正確か。

(4) 契約に係る着眼点

- ア 契約の方法及び手続（入札の方法、事前準備、相手方決定事務）は適正か。
- イ 契約締結（契約締結事前準備事務及び契約締結事務）は適正か。

(5) 施工・施工管理に係る着眼点

- ア 施工管理～ 施工計画書は適切か。施工管理に関する書類は、提出・整備されているか。工程管理は的確に行われているか。

イ 施工～ 法令等を遵守し、設計図書どおり施工されているか。 安全対策・環境対策は、十分に行われているか。

(6) 工事監理及び施設・設備の維持管理に係る着眼点

ア 工事監理～ 適切になされているか。 各種打合せ（会議）の開催や、関連工事との連絡・調整は適切に行われているか。また、それらの議事録は作成されているか。 工事監理にかかる書類の整備は適切か。

イ 施設・設備の維持管理は良好になされているか。

(7) 業務委託に係る着眼点

ア 設計及び工事監理等の業務委託契約の内容は適正か。

イ 委託料の積算基準、積算資料等の整備及び運用は適切に行われているか。

ウ 委託料の積算は正確か。また、その積算根拠は明確か。

エ 委託成果品の検査及び委託業務の履行確認は、適切に行われているか。

2 関係法令等に基づく着眼点

公共工事に関する各種法令の適用については、発注者・請負業者共に当然に理解し、遵守すべきであるにもかかわらず、全国的に公共工事をめぐる不祥事が後を絶たない状況であり、関係法令を周知し、遵守を徹底することが重要なこととなっている。

このことから、工事請負契約及び工事施工に関する基本的法令であり、国においてもその周知徹底を強く要請している「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」及び「建設業法」の遵守状況に係る事項を、工事監査における着眼点の重点項目とした。

第4 監査の結果

今回監査の対象とした「東合川野伏間線道路改築（その1）工事」及び「安武川改修工事」の設計図書類及び施工状況・工事監理等については、おおむね良好であると認められた。なお、技術的細部にわたる事項又はその他比較的軽微な事項については、その都度、関係者に改善指導等を行ったが、以下の事項については、更に検討を行うとともに改善等に努め、今後の工事に生かされたい。（以下の各項目中「（ ）」を付した語句は、末尾に用語解説を掲載）

1 東合川野伏間線道路改築（その1）工事〔都市建設部〕

(1) 施工計画書の項目の不足等について

施工計画書（ 1 ）において、F e石灰処理（ 2 ）に関する実際の配合方法等が不明確であることや、材料の出荷元が確認できないことなど、特殊な工法についての項目としては、記載事項が不十分と思われるので、追加整備を検討されたい。

(2) 特殊工法等に関する受注者への指導教育について

F e石灰処理については施工実績も多く、工法の選択は適正と判断されるが、現場の品質管理を行う上で、これらの特殊工法等については受注者まかせとなるケースが多く、管理に漏れが生じるおそれがある。この工事においては、受注者側の工法に関する理解度が不十分であると思われるので、工事を管理監督する立場から受注者に対する指導教育に留意されたい。

(3) 実際の土工量に関する日単位での管理について

土工事の場合には、想定した土質と実際の土質との相違により、実際の捨土の搬出量に差が生じやすいという特徴があり、特に土工量が大きい工事の場合には、看過することができない程度の差異が生じる可能性もあるので、搬出量の管理を行っておくことは、今後、同種の工事を積算する場合の参考となると思われる。

今回の工事では、搬出量の把握を施工業者に行わせているということであるが、規模が大きい工事の場合には、日単位で管理しておくなどの措置も有効ではないかと考えられるため、日報による管理を検討されたい。

2 安武川改修工事〔都市建設部〕

(1) 実施設計及び基本設計における上位計画との関連性の明示について

実施設計と基本設計の報告書において、それぞれの上位計画との関連性については、項目として掲げられていないが、業務の効率化及び事業目的との関係の明確化のためにも、今後の業務委託においては、その関連性について項目として明示することを検討されたい。

(2) 環境保全型資材の選定フローの整理について

環境保全型のコンクリートブロックについては、機能や形状面から1社に絞り込み、その1社からの見積りを設計単価として用いているが、こうした資材の選定にあたっては、施工性、価格等も比較項目として設定するなど、選定フローをさらに明確に整理されたい。

(3) 地盤改良工法における他の施工方法との比較検討について

地盤改良のための施工方法として、バックホウ混合攪拌(3)は経済性に優れているが、その場合には、開削(4)の法勾配(5)の検討とともに補助工法の要否を検討する必要がある。今後、同施工方法を採用しようとする際には、新技術や新工法などを含めた他の施工方法との比較検討も行われたい。

(4) 工事に使用する材料の承認基準について

施工業者からの使用材料承認願に対しては、何を基準にその可否を決定しているかが不明確であり、改善の余地があると思われるので、承認基準の明確化を図るなど、品質管理を確実に実施するための方法を検討されたい。

(5) 安全管理活動計画に対する指導について

元請業者による日常的な安全パトロールは実施されているが、その安全管理活動の結果が記録されていない。そもそも、元請業者は、作業者の安全を確保する責務を負っており、業務の安全管理活動計画を策定し、作業者全員に同計画を共有させ、必要な改善や計画の見直しを図ることが求められている。

発注者である市としても、安全管理の観点から、元請業者に対して、同計画を书面化するように指導するとともに、緊急時の連絡体制や単発的な安全訓練の記録だけでなく、日常の安全管理活動の結果についても記録するよう、入念な安全対策が講じられるための指導を検討されたい。

用語解説

(1) 施工計画書

請負業者が、工事の目的物を完成するために、施工に際して必要な手順や工法等について、着手前に発注者に対して提出する書類

(2) F e 石灰処理

F e 石灰と良質土を混合した高い耐水性と耐久性のある補強材を作るための工法

(3) バックホウ混合攪拌

改良対象土上に改良材を散布し、バックホウを用いて所定の改良深度まで掘り起こすと同時に、改良材と現土の攪拌混合を行う方法

(4) 開削

掘削工法のひとつ。地上から真下に直接掘削して、構造物の設置・築造を行う。

(5) 法勾配

護岸や堤防などの斜面の部分の勾配(傾斜、傾き)

久留米市監査委員様

工事技術調査報告書

(工事件名)

工事その1 東合川野伏間線道路改築(その1)工事
工事その2 安武川改修工事

(技術調査実施日)

平成24年1月11日~12日

公益社団法人 日本技術士会会員
技術士(総合技術監理部門、建設部門 登録番号 第32768号)

佐藤 光雄

公益社団法人日本技術士会登録
東京監査技術士センター所属

目 次

| | |
|-----------------------------|----|
| まえがき | 1 |
| § 1 一般事項 | |
| 1. 調査目的 | 1 |
| 2. 調査実施日 | 1 |
| 3. 調査場所 | 1 |
| 4. 調査方法 | 1 |
| 5. 日 程 | 2 |
| § 2 工事概要 | 4 |
| § 3 所 見 | |
| 工事その1 | |
| 1 - 1 . 計 画 | 6 |
| 1 - 2 . 設 計 | 7 |
| 1 - 3 . 数 量 計 算 及 び 積 算 | 8 |
| 1 - 4 . 入 札 及 び 契 約 | 9 |
| 1 - 5 . 工 事 監 理 及 び 施 工 管 理 | 9 |
| 1 - 6 . む す び | 12 |
| 工事その2 | |
| 2 - 1 . 計 画 | 13 |
| 2 - 2 . 設 計 | 14 |
| 2 - 3 . 数 量 計 算 及 び 積 算 | 15 |
| 2 - 4 . 入 札 及 び 契 約 | 15 |
| 2 - 5 . 工 事 監 理 及 び 施 工 管 理 | 16 |
| 2 - 6 . む す び | 18 |
| 全体のむすび | 19 |

まえがき

この報告書は久留米市監査委員の依頼により、平成24年1月11日～12日に実施した工事監査に係る調査の結果をまとめたものです。

§ 1 一般事項

1 調査目的

久留米市監査委員は、地方自治法第199条第4項の規定に基づき標記工事に関する定期監査を公益社団法人日本技術士会に委託して実施しました。

本調査は技術専門的な立場から実施するもので、その対象となる事項は、計画、設計、積算、工事監理、施工管理等の技術事項と、これらの業務の実施に伴う契約等の事務手続きに関する事項であり、本報告書はその調査結果に基づいて所見をまとめたものです。

2 調査実施日

平成24年1月11日(水)～12日(木)

3 調査場所

久留米市役所16階会議室、御井校区コミュニティセンター、南部浄化センター及び現場

4 調査方法

調査は次の手順により関係者からの質疑応答を交えて実施しました。

主管課による工事概要等の説明聴取

設計図書(設計図、積算書、仕様書等)の閲覧

工事請負契約書、主任技術者及び現場代理人選任届、その他契約書添付書類の閲覧

工事監理状況の確認

施工管理状況の確認

現場出来形の確認

工事記録写真の確認

現場施工状況の確認

5 日 程

1日目(1月11日)

(1) 工事その1 設計図書調査および質疑応答

| | | |
|-------|--------------|-------------------------------------|
| 9:30 | 監査委員・事務局・技術士 | 打合せ |
| 9:50 | 監査方法、日程の説明 | 松尾伸二 監査委員事務局 事務局長 |
| | 開会挨拶 | 島原修一 代表監査委員 |
| | 監査委員の紹介 | 大脇久和 監査委員 田中多門 監査委員 青柳雅博 監査委員 |
| | 対象工事概要説明 | 赤星文生 都市建設部長 |
| | 入札・契約方式説明 | 伊藤幸一 総務部 契約監理担当部長 |
| | 主管課による説明 | 小倉宏 広域道路対策課 課長及び担当者 総務部契約課、工事検査課 |
| | 質 疑 | 技術士及び主管課担当者 |
| 12:00 | 休 憩 | |

(2) 工事その1 現場調査及び講評

| | | |
|-------|-----------------------|-----|
| 13:00 | 市役所出発 | |
| 13:20 | 御井校区コミュニティセンター到着・書類審査 | |
| 14:40 | 御井校区コミュニティセンター出発 | |
| 14:45 | 現場到着・現場の実地調査 | |
| 15:10 | 現場出発 | |
| 15:30 | 帰 庁 | |
| 16:00 | 講 評 | 技術士 |
| 16:10 | 終 了 | |

2日目(1月12日)

(1) 工事その2 設計図書調査および質疑応答

9:50 監査方法、日程の説明 鶴田俊一 監査委員事務局 監査主幹
主管課による説明 江島正男 河川課 課長及び担当者
総務部契約課、検査企画課、工事検査課
質 疑 技術士及び主管課担当者
12:00 休 憩

(2) 工事その2 現場調査及び講評

13:00 市役所出発
13:20 南部浄化センター到着・書類審査
監査委員の紹介 島原修一 代表監査委員
大脇久和 監査委員
田中多門 監査委員
青柳雅博 監査委員
14:40 南部浄化センター出発
14:45 現場到着・現場の実地調査
15:10 現場出発
15:30 帰 庁
16:00 講 評 技術士
16:10 終 了

§ 2 工事概要

工事その1

| | |
|------|-----------------------|
| 工事件名 | 東合川野伏間線道路改築(その1)工事 |
| 工事場所 | 久留米市御井町地内 |
| 担当部署 | 都市建設部 広域道路対策課 |
| 工期 | 平成23年7月20日～平成24年3月10日 |
| 設計金額 | 79,594,200円(消費税込み) |
| 契約金額 | 67,620,000円(消費税込み) |
| 施工会社 | (株)時里組 |
| 設計会社 | 実施設計 大和コンサル(株) |

工事内容

工事延長 L=291.5m

| | |
|-------|--------------------------|
| 土工 | 一式 |
| 舗装工 | A = 5,536 m ² |
| 排水工 | L = 687m |
| 縁石工 | L = 1,246m |
| 擁壁工 | L = 52m |
| 照明設備工 | 一式 |

工事その2

| | |
|------|------------------------|
| 工事件名 | 安武川改修工事 |
| 工事場所 | 久留米市安武町住吉地内 |
| 担当部署 | 都市建設部 河川課 |
| 工期 | 平成23年10月25日～平成24年3月12日 |
| 設計金額 | 34,175,400円 (消費税込み) |
| 契約金額 | 28,885,500円 (消費税込み) |
| 施工会社 | 北野通信工業(株) |
| 設計会社 | 実施設計 大成ジオテック(株) |

工事内容

工事延長 L=370m

護岸工 L = 135.4m

環境保全型ブロック A = 347 m²

コンクリートブロック積 A = 152 m²

仮設工 一式

排水工 一式

擁壁工 一式

路盤工 A = 517 m²

§3 所 見

今回は、2件の工事についての調査を行いましたので、所見につきましては、工事ごとに記述いたします。

工事その1

工事件名:東合川野伏間線道路改築(その1)工事

1-1. 計 画

上位計画との関連性

久留米市中心部は主要幹線である一般国道3号線が南北に縦貫しており、また、その他の主要幹線も都心部へ集中する求心型放射網を形成していることから、慢性的な交通混雑が発生しています。本工事が施工されている都市計画道路3・3・6号東合川野伏間線は、都市の骨格を形成する外環状道路で、一般国道3号のバイパス機能も有しており、都心部に集中する自動車交通を分散し、主要な幹線道路における交通渋滞を緩和するとともに、都心部の環境改善を図ることを目的として計画された幹線街路です。

この都市計画道路3・3・6号東合川野伏間線は、福岡県と久留米市が分担して整備が進められ、国土交通省において事業が進められている一般国道3号と一体となって、市街地東部に環状道路を形成するものです。この環状道路の整備は、一般国道3号をはじめとする、市街地における交通渋滞の緩和を目的としています。

本事業は平成17年度に事業認可を取得し、3・5・24号野中町高良内線(県道湯の原合川線)から3・4・15号本町高良内線(県道藤山国分一丁田線)までの1,260m間に幅員25mの4車線の道路を整備しています。昨年度は県道湯の原合川線から140m程度の整備を行っており、本工事区間は昨年度区間からの継続工区となっています。

平成22年度末の工事進捗率は約11%で用地取得率は約60%で、平成23年から平成25年に工事及び用地買収を行い、平成26年春の全線供用を目指して事業を進めています。

本事業は、国土交通省、福岡県が進める道路整備事業と一体的に進められていることが確認でき、上位計画との関連性については適切と判断します。

地域住民の事業に対する理解

今回の工事については、工事着手前に地元説明会を行っています。その際に、横断する水路の下流域において、浸水がたびたび生じているので、浸水対策を行うようにという要望が出されていました。このため、ただちに所管部署である河川課との協議及び連携を図り、総合的な浸水対策を提示するという方向を伝え工事に着手していますので、当該工事に対する地域住民の理解は得られ

ているものと判断いたします。

また、本工事区域はバリアフリー重点整備地区ではないため、現状では視覚障害者用誘導(点字)ブロック等を設置する計画はないとのことでしたが、これについては、自転車等の通行では危険との意見もあり、必要の可否等について、地元住民の意見等も考慮して判断するとのことでした。重点整備地区外であるため、視覚障害者用誘導(点字)ブロックを設置する予定はないという、規定に縛られた判断ではなく、地元住民との対話を通じて、事業を進めて行こうとする姿勢は適切であると判断します。

工期設定の妥当性

福岡県積算基準の運用の手引きに基づいて工事金額に対する工期の算定がなされています。特殊な工法等の採用はされていないので、福岡県の規定に基づいて、標準的な工期の設定を行っていることは、妥当な内容と判断いたします。

1 - 2 . 設 計

事業目的との適合性

本事業は慢性的な交通渋滞を緩和するという明確な目的があり、路線については昭和 37 年の都市計画に設定されています。

工事の規模については、年間の予算の中で計画されていて、工事の内容や規模により、施工時期は、上半期から着手する工事として発注され、妥当であると判断します。

関連法規、設計基準等

設計に際し準拠した、設計基準等は以下の通りであり、設計内容は基準に照らして妥当と判断します。

- 道路構造令の解説と運用（日本道路協会）
- 舗装の構造に関する技術基準・同解説（日本道路協会）
- 舗装設計施工指針（日本道路協会）
- 舗装設計便覧（日本道路協会）
- インターロッキングブロック舗装設計施工要領（インターロッキングブロック舗装技術協会）
- 道路橋示方書・同解説（日本道路協会）
- 土木構造物標準設計（福岡県県土整備部）
- 土木構造物標準設計（国土交通省）
- 土木工事標準積算基準書（共通編、道路編）（福岡県県土整備部）

工法の選定

本工事の標準断面の舗装構成は、6 点の C B R 試験値に基づいて適正に設計されています。

C B R 値の算出も妥当な方法で行われています。なお、F e 石灰処理については、施工管理上で課題があるので施工管理の項で述べます。

この結果を基に路床部の対策工法として、良質土による置換、F e 石灰処理、セメント安定処理が検討され、複数案（15 ケース）の舗装構成による経済比較を行っていました。そして、これらの中で最も経済的な舗装構成を採用しており、適正と判断します。

また、道路を横断する水路の断面についても調査しましたが、適正な流出係数を用いて計算され、ボックスカルバートの通水量は問題ないと判断します。

工種及び施工方法の立地条件への適合性

事前のボーリング調査から地質状況を適切に把握して、妥当な計画を実施しているかについて調査しましたが、データの引用根拠は適切でした。

また、対策工として採用された F e 石灰処理工法は、本工法に使用する主要材料である消石灰、酸化鉄、良質土（マサ土）が入手しやすいという工事場所の立地条件も考慮されており、適正と判断します

使用性・安全性及び維持管理の容易性などについて

今回の工事では施工されませんが、将来的には、実施設計業務においては、歩道部はインターロッキングブロックによる舗装が計画されています。インターロッキングブロックでは、供用を開始した後に、民地側への乗入れ部が部分的に破損するケースが多く、維持管理面での支障が考えられるため、「インターロッキングブロック舗装設計施工要領」の規定以上の強度を有する舗装構成を計画しているとのことでした。また、グレーチング蓋などの排水構造物についても、消防車などの緊急車両程度の T 8 の輪荷重を想定した仕様を採用する計画としていました。

一般的な設計基準や施工要領に準拠するだけでなく、民間開発基準の中に一步踏み込んだ基準を設けるなどの改善を行い、現地の状況に則した最適な設計が行われるように配慮され、より良い社会資本を残すという姿勢が伺われました。このような配慮により使用性・安全性及び維持管理における容易性なども向上するので妥当な内容と判断します。

設計図面

図面は必要な種類が揃い、簡明に作成され、必要寸法の明示等もなされ、適正と判断します。

1 - 3 . 数量計算及び積算

積算基準、積算資料の整備運用方法

積算は福岡県の積算基準である「土木工事標準積算基準書（共通編、道路編）」に基づいて積算されており、主要工種について確認しましたが、適正に計算されていると認められまし

た。

また、抜き取り調査として土量計算書を確認しましたが、適正に計算されていると判断いたします。

積算のチェック体制

担当部署内部で積算のチェック体制が整えられ、その精査の記録も確認いたしました。また、昨年より部内で具体的なチェックを強化するための取組も行われ、リストも作成されており、適正であると判断します。

見積徴集によるものの適切な比較検討

見積による単価徴集は、グレーチング蓋やステップについて、6社から取り寄せ最低価格を採用していますので、妥当と判断します。

1 - 4 . 入札及び契約

入札及び契約

今回の入札は総合評価方式の条件付き一般競争入札方式で実施され、最低制限価格は事前公表し、国の最新モデルと同じ算式で算出されています。今回の工事に対する、応札可能業者数は37社で、そのうち13社が応札して株式会社時里組が落札しました。

入札参加条件は、久留米市内に本社を有すること、ランク基準は土木一式工事のBランク（久留米市内で最高ランク）であること、建設業法上の特定建設業許可を受けていること、技術者を監理技術者として専任配置できること、常駐の現場代理人を配置できることとなっていました。

総合評価方式は、今年度から5千万円以上の工事について、本格的に実施されていました。工事の入札に先立ち、施工課によって工事概要書が作成され、その内容について副市長を委員長とした総合評価の技術審査委員会で審査した後、4名の外部委員からなる総合評価技術委員会より意見を聴取し、入札の手続きがとられていました。工事の予定価格は事前公表され、入札の透明性、公平性に対する配慮もなされています。

契約関係書類の作成状況

契約関係書類として、契約書、工程表、施工体制台帳などを確認いたしました。いずれも適正に作成されていました。

1 - 5 . 工事監理及び施工管理

工事の進捗率は32%（計画40%）で、予定より約2か月の工程遅延が生じています。地元説明会で役員との日程調整に時間がかかったこと、下流域の総合的な浸水対策の提示及び未買収

用地の隣接地権者との高さ協議及び別途発注のライフライン（上下水道）の整備工事との輻輳が主な理由で、当初予定工程よりも着手に時間がかかっています。

工事監理

工事監理とは発注者が行う工事の管理監督のことですが、受注者との打合せ協議は確実に実施されていました。

ただし、F e 石灰処理について、施工計画書の項目として不足しているものが見受けられましたので追加整備する必要があります。F e 石灰処理についての材料承諾願の試験成績表は確認できましたが、実際に出荷する工場がどこであるのかは確認できませんでした。

また、実際の配合方法等については不明確で、施工計画書にも記載はありませんでした。F e 石灰処理は施工実績も多く、工法そのものは適正と判断しますが、受注者として工法の理解度が低いと感じました。現場の品質管理を行う上では、特殊工事や特殊工程、特殊材料は業者まかせとなるケースが多く、管理の盲点となりがちですので、工事を管理監督する立場から受注者に対する指導教育が望まれます。

施工計画書の内容について確認しましたが、残土や建設廃材（撤去したコンクリート塊、木材等）の処分先については、施工会社の届出により中間処分を行うこととなっていて、適切な内容であると判断します。

中間検査も計画に基づき行われ、現場代理人からの要望をフィードバックして関連部署に通知するなど、検査を形式化せず有効に活用する姿勢が伺えました。

一部施工計画書の内容について補足説明を必要とする事項がありましたが、設計内容、現場施工に関する久留米市担当職員の方の質疑内容は的確かつ迅速であり、工事監理は適切に実施されているものと判断します。

施工管理

当工事は工事区間外への土砂の搬出が生じる捨土工事として設計されていますが、土工事の場合には、想定した土質と実際の土質との差異が生じやすいという特徴があります。

積算時に想定した搬出のためのダンプトラックの台数と実際のダンプトラックの台数に大きな差異が生じた場合には、結果としてですが、過大積算あるいは過小積算となります。

この差異を全くなくすることはできませんが、差異の管理を行っておくことは、同種工事を積算する場合の参考となりますし、土工量が大きい工事の場合には、看過することができない程度の差異が生じる可能性もあります。

今回の工事では、ダンプの回送数の把握を施工会社に行わせているとのことでしたが、工事の規模が大きい場合には、ダンプ台数の日報管理をしておくなどの措置も有効ではないかと考えます。

(1) 工程管理

工程管理については、予定と実績の対比ができるように実施工程表が作成されているが、工事への着手が遅れたため、工程表は11月にフォローアップされています。このフォローアップされた工程とは大きな差異はなく工事は進められていますので、工程管理は適切に行われていると判断します。

(2) 品質管理・出来形管理

使用材料については施工者より材料承認願いが提出され、発注者が確認していました。品質管理については、現場密度試験の記録を確認し、適正と判断します。出来形管理項目としては、これからが本体部分の工事であり主要な使用材料の搬入も今後行われるとのことで、記録等の確認はできませんでした。今後は施工計画書に明記された項目について、確実に実施することが望まれます。

(3) 安全管理

安全教育の計画としては、安全管理活動計画が作成され、リスクアセスメントによるK Y活動の記録も整備されていました。また、工種工程に応じた安全のポイントについては毎日朝礼時に指示しているとのことでした。新規入場者教育は行われていましたが、単発的に入場するダンプトラックやクレーン等の運転手に関する管理は、他の作業者レベルほどには実施されていませんでした。

K Y活動には参加しているとのことですが、事故率が高いのは新規入場者の場合とされていますので、このあたりの配慮も必要ではないかと考えます。安全パトロールは社長パトロールが行われ、その記録も残されていました。

以上、一部改善を要すると思われる部分もありますが、これら書類の整理状況と現場状況から現時点での安全管理は概ね適切に実施されていると判断します。工事はこれから自由勾配側溝やF e石灰処理の工程に入り、重機械との共同作業が増え、機械との接触などの事故の恐れもあるなど、危険要素も増えるので、入念な安全対策で施工を進めることが肝要と考えます。

(4) 環境保全対策

ライフライン等の埋設物の調査については、事前に管理者との協議資料が提出され環境保全対策は適正と判断します。

現場内はゴミ、空き缶などの散乱もなく清掃が行き届いていました。今後の工事においては振動、騒音を伴う工種は残っていますので、引き続き、環境保全対策を良好に保ち続けることが必要と考えます。

(5) 工事記録写真

工事の記録写真は分かりやすく整理され適正と判断します。施工管理については、これから追い込みをかける時期であり、主要な工種の記録類についてはこれからのこととなりますが、現時点では適切に実施されていると判断します。

全体として現場代理人の質疑に対する対応は特記仕様書も把握し的確でしたが、一部 F e 石灰処理工に関する理解が不十分でしたので、工事着手までに現場代理人に対する指導が望まれます。また、現地では路床面までの掘削は行われていませんでしたが、今後は現地に露出する路床部が調査・設計時の C B R 値と同等であるかの確認が必要と考えます。

1 - 6 . むすび

以上、細部に関してはいくつかの課題、要望事項を提起しましたが、大きな問題は見当たらず、概ね良好な管理運営により工事が進められているという印象を受けました。

工事その2

工事件名:安武川改修工事

2 - 1 . 計 画

上位計画との関連性

準用河川安武川は、旧筑後川本線でしたが、昭和 12 年の天建寺水門整備に伴い現在の河川になっています。その後、昭和 56 年に筑後川合流点から主要地方道久留米・城島・大川線(火焼橋)までの区間 2,100m が準用河川に指定されました。

この準用河川安武川は流域 609ha の雨水を集め、一級河川筑後川に合流していますが、現況河川断面は狭小のうえ、流域の住宅化が進み、流域住民は昭和 28 年の大水害を始めとする、浸水被害にたびたび見舞われてきました。

そこで昭和 57 年度に準用河川改修事業(現在:社会資本整備総合交付金事業)の事業認可を取得し、平成 28 年まで整備をおこなう予定です。天建寺水門との接続部を除いて下流から随時整備を行い、必要断面の 1/2 しかないボトルネック箇所であった道路橋 2 橋の架け替えを行い、護岸整備延長 L = 1,148m、(左右岸長 L = 2,296m)を平成 22 年度までに完了しています。上流部については、平成 16 年度に 950m 延伸の事業認可を取得しています。

今回の工事区間は、右岸側の未整備区間の護岸整備であり、コンクリートブロックを使用することにより、のり面保護を実施し、そのコンクリートブロックは、自然環境と景観に配慮したタイプを使用しています。

本工事は、周辺に住む市民の安全・安心な生活環境を確保することを目的に進められ、上位計画との関連性については適切と判断します。

地域住民の事業に対する理解

昭和 57 年度の準用河川改修事業の認可取得以来、安武川に関係する 3 地区の自治会について、毎年 4 月から 5 月の間に集まっていたいただき工事の説明会を行っていますので、当該工事に対する地域住民の理解は得られているものと判断いたします。

工期設定の妥当性

福岡県積算基準の運用の手引きに基づいて工事金額に対する工期の算定がなされています。特殊な工法等の採用はされていないので、福岡県の規定に基づいて、標準的な工期の設定を行っており、妥当な内容と判断いたします。

2 - 2 . 設 計

事業目的との適合性

本事業は周辺に住む市民の安全・安心な生活環境を確保するという明確な目的があり、事業については昭和 57 年度に事業認可を取得していますので妥当であると判断いたします。

ただし、実施設計と基本設計の報告書を確認しましたが、それぞれの上位計画との関連性についての項目が見当たりませんでした。本文全体のどこかに明示されている可能性もありますが、担当の職員の業務の効率化及び事業目的との関連性を明確にするためにも、今後、業務委託を行う場合には、項目として上位計画との関連性について明示することを提案いたします。

関連法規、設計基準等

設計に際し準拠した、設計基準等は以下の通りであり、設計内容は基準に照らして妥当と判断します。

- 土木工事標準積算基準書（共通編、河川編）（福岡県県土整備部）
- 改訂 解説・河川管理施設等構造令（日本河川協会）
- 建設省河川砂防技術基準（案）同解説（日本河川協会）
- 道路土工 カルバート工指針（日本道路協会）
- 道路土工 擁壁工指針（日本道路協会）
- 陸上工事における 深層混合処理工法 設計・施工マニュアル（土木研究センター）

工法の選定

選定比較表を作成し、環境保全型のコンクリートブロックが選定されていましたが妥当と判断いたします。また、環境保全型コンクリートブロックの流量計算書を確認しましたが、粗度係数は安全側の値である 0.03 を採用して計算されており、適正と判断します。

工種及び施工方法の立地条件への適合性

事前のボーリング調査から地質状況を適切に把握して、妥当な計画を実施しているかについて調査しましたが、データの引用根拠は適切でした。

当該工事箇所には標準貫入試験で自沈層の軟弱層が確認されており、軟弱地盤対策工法の比較検討が行われていました。検討の結果、経済性に優れた地盤改良工法が選定されました。

地盤改良工法の施工方法の選定については、最も安価なバックホウによる混合攪拌工法が採用され、改良材の選定はセメント系固化材と石灰系固化材を比較し、セメント系固化材を選定していました。

固化材の配合量は過去の事例及び室内試験の結果から決定され、添加量は $50\text{kg}/\text{m}^3$ とし、

必要改良強度は 100kN/m²に決定されておりました。改良層厚はテルツァーギの支持力公式により、必要最小限の範囲に留められるように計算されておりました。これら、軟弱地盤対策工の選定フロー及び計算根拠は適正と判断します。

使用性・安全性及び維持管理の容易性などについて

軟弱地盤対策工法については、支持力の検討だけでなく軟弱地盤の沈下の影響に対する検討も必要とされています。供用開始後に時間をおいて沈下などの変状が生じると、使用性・安全性とともに、維持管理面で不具合も生じることとなりますので、事前に沈下に関する検討を行っていることは適正と判断します。

設計図面

図面は必要な種類が揃い、簡明に作成され、必要寸法の明示等もなされ、適正と判断します。

2 - 3 . 数量計算及び積算

積算基準、積算資料の整備運用方法

積算は福岡県の積算基準である「土木工事標準積算基準書(共通編、河川編)」に基づいて積算されており、主要工種について確認しましたが、適正に計算されていると認められました。

また、抜き取り調査として残土処理の数量算出根拠について確認しましたが、適正に計算されていると判断いたします。

見積徴集によるものの適切な比較検討

環境保全型のコンクリートブロックの施工単価については、以前は公表されておりましたが、最近になって廃止されたために見積を徴集しています。まずコンクリートブロックの機能や形状面から1社に絞り込み、その1社からの見積を設計単価として使用していますが、1社に絞り込んだ選定フローについては、機能、形状、施工性、価格等を比較項目として、もう少し明確に整理された方がよいと思います。

2 - 4 . 入札及び契約

入札及び契約

今回の入札は条件付き一般競争入札方式で実施され、最低制限価格は事前公表し、国の最新モデルと同じ算式で算出されています。今回の工事に対する応札可能業者数は31社で、14社が応札し、北野通信工業株式会社が落札しました。

入札参加条件は、久留米市内に本社を有すること、ランク基準は土木一式工事のCラ

ランクであること、主任技術者を専任配置できること、常駐の現場代理人を配置できることとなっていました。土木はAからEランクの5段階に分けられ、Cランクの発注金額は1千万円から7千万円の工事に対して指名することとなっています。経営事項審査の評点がランクの基準となっています。これらの内容は妥当であり、入札も適正に実施されているものと判断します。

契約関係書類の作成状況

契約関係書類として、契約書、工程表、施工体制台帳などを確認いたしましたが、いずれも適正に作成されていました。

2 - 5 . 工事監理及び施工管理

工事の進捗率は35%（計画50%）で、予定より工程遅延が生じています。これは設計時点では5分勾配での開削を考えていましたが、実際には現地の地盤状況から1割3分への掘削勾配の変更を行い、さらに法尻に土留工の設置を行ったことが主な理由となっています。

工事監理

工事監理とは発注者が行う工事の管理監督のことですが、開削の際の法勾配の変更や、法尻崩壊を防ぐ仮設工の追加など、現場の状況に臨機応変に対応し、受注者との打合せ協議は確実に実施され、適切な内容であると判断します。

工事施工に関する諸官庁への届出等も行われ、関連する工事との連携調整も適切に行われていました。工事着手に際しては、4月から5月の地元説明会とは別に自治会長を通じて工事の案内広報の回覧がなされていました。

苦情関係の処理は、受注者と発注者の間で情報の交換や意思の疎通がなされ、適切に対処していました。軽微なものについては記録を残していませんが、大きなものについては、河川課内での情報の共有を図る意味で記録簿が残されていました。

現場代理人届、承諾図、施工図などは遅滞なく提出され、各種承諾図書の完備は行われていました。

基礎材の仕様について一部確認できなかったものがありましたが、設計内容、現場施工に関する久留米市担当職員の方の質疑内容は的確かつ迅速であり、工事監理は適切に実施されているものと判断します。

施工管理

現地では地盤改良工法を行う際に、開削のり面の法尻が崩壊を起こして、法尻部分に補助工法を追加採用していました。現場の状況から補助工法を採用したことは適切であったと判断しますが、今後の課題として地盤改良工法の施工方法を検討する際に、経済性に優れるバ

ックハウ混合攪拌の場合は、開削の法勾配の検討とともに補助工法の要否の検討も付け加えておく必要があると考えます。補助工法が必要と判断された場合には、新技術や新工法などを含めた他の施工方法との比較検討が必要と思われます。

(1) 工程管理

工程管理については、予定と実績の対比ができるように実施工程表が作成され、工程表はフォローアップされていました。工事の進捗につきましては工事費構成書を作成して、毎月進捗率の報告を行っていました。

工事の進捗が掘削法勾配の変更や補助工法の追加等により遅れたことについては、現場の配置人員を増強して工事の遅れを取り戻すとのことで、工程管理は適切に実施されています。

また、購入土による盛土材の材料承認も提出されており、今後の工事の進捗状況によっては、裏込め材背面の埋戻し材として、工程が早まる購入土を使用するなど、工程の遅れに対して積極的に挽回しようとする姿勢が伺えました。

(2) 品質管理・出来形管理

使用材料については施工者より材料承認願いが提出され、発注者が確認していました。ブロック積みの基礎及び裏込め材として使用する再生砕石の材料承認を受けていますが、何を判断基準に承認しているかが、質疑の中では確認できませんでした。使用する材料そのものは下層路盤材の規定を満足する材料で、基礎材や裏込め材料としては機能上の問題はなく適正と判断しますが、管理の観点からは、何を基準に可否を決定しているかが不明確で、改善の余地があると考えます。

改良に使用するセメント系固化材は、六価クロム抑制型のものを規定し、場所による土質の差異があり、土質に応じて試験配合を実施していました。添加量の決定は過去の近傍の実績も参考に決定され適正と判断します。

品質管理については、今後が工事の最盛期になりますので、施工計画書に明記された項目については、確実に実施することを希望します。

(3) 安全管理

社内安全パトロールは社長パトロールが行われていますが、日常の安全管理の活動の結果が記録として確認できませんでしたので、受注者として何を大切に考え、何にポイントを絞って、安全管理活動計画を策定し実行していこうとしているのが不明でした。

安全管理活動は書面だけの活動であってはならないのですが、活動を行うためには準備や計画が必要であり、そのためには書面が必要になると思います。そして、安全を管理する責任者の意思を最前線で働く作業の方々全員に伝え、共有化しなければなりません。

計画にしたがって活動を行い、仮に事故が生じた場合には計画を見直し、活動を改善する必要が生じてきます。元請業者としては、作業者の命を守るという非常に重い責務を負っていますので、その責務を全うするためにも、安全管理活動計画の書面化が必要であると思います。また、緊急時の連絡体制や安全訓練の実施記録は確認することができましたが、日常の安全管理活動につきましては、活動の実態が把握できませんでしたので、安全日誌などの活動の記録はきちんと記録すべきと考えます。

今後は引き続き、重機械との共同作業が考えられ、機械との接触などの事故の恐れもあり、危険要素も増えるので、入念な安全対策を講じて施工を進めることが肝要と考えます。

(4) 環境保全対策

地盤改良工法で構築された現地の改良土を採取して、六価クロムの溶出量試験を行っていましたが、環境基準を下回る結果でした。また、工事に隣接して建物（倉庫）があり、事前に家屋調査を実施していました。

工事で使用する機械類は、いずれも環境配慮型の機械が使用され、現場内はゴミ、空き缶などの散乱もなく清掃が行き届いていました。今後の工事においては振動、騒音を伴う工種は残っていますので、引き続き、環境保全対策を良好に保ち続けることが必要と考えます。

(5) 工事記録写真等

工事の記録写真は分かりやすく整理され適正と判断します。施工管理については、これから追い込みをかける時期であり、主要な工種の記録類についてはこれからになりますが、現時点では適切に実施されていると判断します。

(6) 創意工夫

地盤改良を行う際に、現場内に混合柵を設置していました。バックホウ攪拌では添加量の管理にバラつきが出やすいのですが、このような欠点を補うための創意工夫の姿勢が確認できました。

質疑に対しては、受注者の担当技術者が対応することが多く、現場代理人（主任技術者）の工事の内容に対する把握は不足しているように感じました。このような実態の中では、発注者側からの現場代理人に対する指示・指導、管理監督が必要ですが、久留米市の担当者にはそのような姿勢が伺われました。地元優先での発注には、指導育成の側面も併せ持つことを認識し、今後も引き続き継続することを希望します。

2 - 6 . むすび

以上、細部に関しては幾つかの課題、要望事項を提起しましたが、大きな問題は見当たらず、

概ね良好な管理運営により工事が進められているという印象を受けました。

§ 4 その他の事項

両工事とも基本設計および実施設計については業務委託が行われていました。業務委託については、検査の際に個別の業務ごとに評価しているとの話でしたが、工事の場合と同様に、業務の評価を次の指名に生かす仕組み等を整備されることを提案いたします。また、整備計画から、基本計画、実施計画までの流れが、どの工事においても明確に把握できるように、業務委託においては、必ず上位計画との関連性について記述する項目を標準とするなどの検討を行うことも併せて提案いたします。

全体のむすび

今回の調査を行った工事は、交通渋滞を緩和する目的の道路のバイパス工事と浸水被害を防ぐための河川の改修工事でした。いずれも日常の市民生活に関わりの深い社会資本整備事業です。

昨年は東日本大震災が発生し大きな災害が発生したために、マスコミをはじめ、市民の方々がこれまでになく社会資本整備に関心を寄せた年であったと思います。社会資本整備の重要性とともに、そのあり方が問われる年でした。防災から減災という言葉も生まれ、ハードとソフトの両輪で災害には対処しなければならないということが、幅広い分野での合意事項となりました。原発事故では、技術者倫理と説明責任の重要性がクローズアップされ、危機管理のあり方を再認識させられました。

このような現状を踏まえると、今後の社会資本整備に対しては、これまで以上に市民の皆様からの厳しい目にさらされることになるとは思われますが、このことは、担当者の自己研鑽を促し、より良い社会資本を残すということにもつながりますので、久留米市職員各位の益々の市政に対するご健闘を期待いたします。

最後に技術調査当日のご担当部署各位の熱心なご対応に感謝いたします。

以上